事　務　連　絡
令和８年３月３０日

荷主事業団体の長　殿

国土交通省物流・自動車局物流政策課
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課物流企画室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

物資の流通の効率化に関する法律の全面施行について

日頃より持続可能な物流の実現に向けて御協力いただき、感謝申し上げます。

我が国の物流を支えるために荷主、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、令和６年に改正された「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、令和７年４月１日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用して貨物を発送・受取する事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和８年４月１日から、年度の取扱貨物重量が９万トン以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関する中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和８年４月１日の物流効率化法の全面施行に向けて、荷主の皆さまの取組に資するよう、手引等を更新しましたので、下記のとおり御案内いたします。

あわせて、物流効率化に当たっての留意事項も下記にまとめております。物流効率化等に必要な物流条件の見直し・明確化を行う際には、物流事業者や取引先など関係事業者と十分に協議を行い、一方的な決定は避けるようにお願いいたします。また、トラックドライバーが運送業務に集中できるようにし、輸送能力を確保する観点からは、運送以外の業務である荷役等をトラックドライバーに行わせるべきかについて、まず検討を行うことも重要です。

令和８年４月１日からの法施行の適確な実施に向けて、貴傘下会員に対して御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．物流効率化法に関する情報提供について

○　「物流効率化法」理解促進ポータルサイト
（https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/）
物流効率化法の制度の概要やお知らせ・イベント情報等を発信するほか、「関係法令」ページに参考資料を掲載しており、以下について更新しました。
・荷主判断基準の解説書：トラック法改正等を踏まえて一部更新しています。
・「物流効率化法」対応の手引書：令和７年９月公表の「特定荷主の物流効率化法への対応の手引」から内容の変更はありませんが、解説を充実しています。
※各省の web ページにも同じ資料が掲載されています。

○　経済産業省 web サイト
（https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html）
特定荷主及び特定連鎖化事業者の届出等に係る各種様式（word 形式）のほか、以下の資料を掲載しています。
・　中長期計画書記載事例（製造業／卸売業／小売業）
・　定期報告書記載事例（製造業／卸売業／小売業）
・　貨物重量算定フォーマット（小売業向け）
・　ＣＬＯ取組事例集―物流改革の実践と成果
・　物流効率化法周知用のポスター・リーフレット
・　【荷主向け】物流効率化法の概要の説明動画（5 分、1 分、30 秒）
（ https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/logistics_efficiency/bukkouhougaiyou.html）

○　国土交通省 web サイト
（https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html）
特定貨物自動車運送事業者等及び特定倉庫業者の届出等に係る各種様式（word 形式）のほか、以下の資料を掲載しています。
・　「物流統括管理者（ＣＬＯ）のあるべき姿に関するワークショップ」提言
（https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000995.html）
物流効率化の責任者に期待される役割、求められる知識・知見、キャリアパス・人材確保のイメージ等について提言しています。特定荷主以外でもご参照ください。

○　農林水産省 web サイト
（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/250327.html）
農林水産物・食品分野における取組事例紹介や解説資料を掲載しています。

２．特定荷主の届出等の手続について

届出等は原則オンラインで行います。2026 年４月１日以降、e-Gov 電子申請にて物流効率化法の手続が検索できるようになります。申請には G ビズ ID が必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします。

操作マニュアルは、「物流効率化法」理解促進ポータルサイト等に掲載しますので、お知らせいたします。

（https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/post_19.html）

３．その他留意事項

物流効率化の取組に当たっては、以下のような関係法令の遵守にも御留意ください。

○　令和８年１月１日に改正法が施行した「中小受託取引適正化法」では、発荷主から運送事業者への運送委託の一部（特定運送委託）が法律の適用対象に追加され、買いたたきや不当な経済上の利益の提供（荷待ち・附帯作業等）等に係る指導等の対象となりました。（これに伴い、国土交通省のトラック・物流Ｇメンが、中小受託取引適正化法に基づく是正指導を行うこととなりました。）

これを含め、トラック運送業の健全な発展のため、独占禁止法に基づく「物流特殊指定」や「受託中小企業振興法」、「貨物自動車運送事業法」などの関係法令を踏まえた「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」が策定されていますので、ご参照ください。

（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html）

○　令和８年４月１日から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和７年法律第 60 号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されます。これを踏まえ、自らの運送委託先が許可等を受けた事業者であるかどうか、契約の際に確認するようにしてください。なお、貨物自動車運送事業法の許可等に係る個別の事例の判断に当たっては、最寄りの地方運輸局等にご相談ください。

○　令和９年４月１日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの）は、その管理する一の場所において、当該作業場所管理事業者が行う作業と請負人の作業（そのいずれかが危険・有害な作業を行う場合に限る）が行われることによる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整等の措置を講ずることが義務付けられます。フォークリフト作業等の安全管理体制について、再度確認をお願いいたします。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html）

（参考）物資の流通の効率化に関する法律の概要

（１）全ての事業者に対する措置【2025 年４月１日から施行済み】

① 荷主（発荷主、着荷主）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

② 荷主・物流事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

③ 荷主の努力義務は以下の３点であり、その内容は判断基準[1]で具体化。

努力義務	判断基準の概要
積載効率の向上等	・リードタイムの確保 ・入荷量及び出荷量の適正化 ・配車計画等の最適化 ・関係部署間の連携促進
荷待ち時間の短縮	・到着時刻の分散 ・到着時刻の適切な指定 ・寄託先の到着時刻の分散
荷役等時間の短縮	・荷役等の効率化 ・検品の効率化 ・荷役等を行う環境の整備

（２）一定規模以上の荷主に対する措置【2026 年４月１日から施行】

① 荷主のうち一定規模（年間取扱貨物重量９万トン）以上のものは、荷主事業所管大臣に届出を行い、特定荷主として指定を受ける。

② 特定荷主は、中長期計画の作成、物流統括管理者の選任、定期報告等を義務付けられる。

③ 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することも可能。

以上

[1] 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和７年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）